

あなたの空家を活用しませんか？

(空家や宅地などをお持ちの方へ)

平成27年5月26日「空家対策特別措置法」が完全施行され、町が空家の所有者を特定できるようになりました。確認作業の結果「特定空家等*」であると判明した場合は、これまで6分の1に軽減されていた固定資産税が**本来の税額に戻る**ことになります。

また、危険な「特定空家」と認定された場合は、所有者に対し必要な措置（除去、修繕）をとっていただくことになります。その際、期限内に完了の見込みがない場合は「**行政代執行**」により**強制的に除去（解体工事）**されます。さらに強制撤去にかかった費用は**空家所有者の負担**となります。

*「特定空家等」とは、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態などにある空家等をいいます。

○維持管理について

空家は適切な管理を怠り放置すると急速に劣化が進み、「特定空家」に認定されることがあります。そこで、定期的な清掃と設備などの管理を行うことで、建物の寿命を延ばし、資産価値を維持できます。

○空家バンクについて

空家や宅地を所有されている方々に賃貸・売買の物件情報を登録いただき、町に居住を希望される方に対して町のホームページで情報を紹介するシステムです。空家バンクをご利用いただくためには、物件提供者および利用希望者それぞれの方の登録が必要です。

○空家の除却（解体）について

空家は適切な管理が必要ですが、「仕事・家庭・自身」の都合上、空家管理に手が行き届かない場合があります。そこで、空家を除却（解体）することにより「空家管理・特定空家等」から免れ、負担が掛からなくなり、周辺地域の安全性も高めることができます。さらに、空家の除却（解体）をすると補助金が利用できますので、ぜひ、下記の補助金内容をご確認ください。

◆空家等の活用には補助金が利用できます。

奥多摩町空家等活用促進事業交付金について

○町に寄付した場合 最大200万円

○空家バンク等に登録した場合 10万円から75万円

○空家の解体を行った場合 最大50万円

・空家等活用促進事業交付金、空家バンク利用する場合には一定の条件などが必要となりますのでお気軽にご相談ください。

・上記の詳細は、町のホームページでも掲載していますので、ご確認ください。

※問い合わせは、子育て定住推進課 ☎83-2310

**除雪機購入費
補助制度を
ご利用ください**

町では、積雪時における道路交通および安全で安心な住民生活の確保を目的とし、地域ぐるみの除雪活動を推進するため、除雪機の購入費補助制度がありますので、ぜひご利用ください。除雪機は毎年生産台数が限られておりますので、利用される方はお早めに申請をお願いします。

〔補助対象者〕自治会または町内に居住する複数世帯で構成する団体
〔対象機械〕販売店から購入する新品の除雪機
〔補助金額〕購入費の2分の1以内（補助限度額15万円）

詳細は問い合わせください。

※問い合わせは、環境整備課
☎83-2367